

データ資料34 大気汚染防止法に基づく粉じんに係る施設の設置状況  
(21年3月末現在)

保健所	市 町 村	種 項 施設	一般粉じん					特定粉じん			
			2 鉍物・ 土石 堆積場	3 ベルト コンベア ・ バケツト コンベア	4 破碎機 ・ 摩砕機	5 ふるい	合計	工場 ・ 事業場数	2 混合機	合計	工場 ・ 事業場数
乙訓	向日市			3	2	2	7	1			
	長岡京市			1	2		3	2			
	大山崎町				1		1	1			
	小計			4	5	2	11	4			
山城北	宇治市		3	42	14	6	65	4			
	城陽市		2	19	1		22	4			
	久御山町										
	八幡市		1				1	1			
	京田辺市		1				1	1			
	井手町			1			1	1			
	宇治田原町										
	小計		7	62	15	6	90	11			
	山城南	木津川市			2		1	3	1		
笠置町											
和束町				18	1		19	1			
精華町											
南山城村											
小計			20	1	1	22	2				
南丹	亀岡市		2	62	30	22	116	6			
	南丹市		1	12	1	1	15	3			
	京丹波町			12	2	3	17	1			
	小計		3	86	33	26	148	10			
中丹西	福知山市		13	36	18	6	73	10			
	小計		13	36	18	6	73	10			
中丹東	舞鶴市		29	50	14	10	103	12			
	綾部市		1				1	1			
	小計		30	50	14	10	104	13			
丹後	宮津市		3	1	1		5	2			
	京丹後市		6	3	3	2	14	3			
	伊根町										
	与謝野町					1	1	1			
	小計		9	4	4	3	20	6			
計			62	262	90	54	468	56			
京 都 市			12	61	19	15	107	23			
合 計			74	323	109	69	575	79			

(注) 電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等で、大気汚染防止

法第27条第3項の規定による国の行政機関の長から通知があったものを含まず。